

平成 27年 7月 22日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成27年度税制改正より

—結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設—

この制度は少子化対策の一つとして、両親や祖父母からの資産を早期に移転することで若年層への経済的な支援を行い、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置が創設されました。

◆ 手続き及び適用要件など

- ① 親・祖父母(贈与者)が金融機関(銀行、信託銀行及び証券会社等)に子・孫(20歳～50歳未満:受贈者)名義の管理口座を開設し、結婚・子育て資金を一括預入。
- ② 金融機関等を経由して信託や預け入れをする日までに「結婚・子育て資金非課税申告書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出。
- ③ 預入資金については子・孫ごとにそれぞれ1,000万円まで非課税扱いとなります。
このうち結婚関係で支払われるものについては300万円が限度となります。
- ④ 契約の終了前に贈与者が死亡した場合で、贈与資金に使い残しがあれば、相続税回避を防止するため贈与者の相続財産に加算されます。
- ⑤ 受贈者が50歳に達する日に管理口座の契約は終了します。
この時点で使い残しがあればその残額について、贈与税の課税を受けることになります。
- ⑥ 結婚、子育て資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし書類を保管する事になってます。
- ⑦ 平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置。

◆ 結婚・子育てに際して非課税となる主な支出費目

(1)結婚に際して支払うものとは

- ① 挙式費用、衣装代などの婚礼費用
- ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用

(2)妊娠、出産及び育児に要する費用とは

- ① 不妊治療、妊婦健診に要する費用
- ② 分べん費など産後ケアに要する費用
- ③ 子の医療費、幼稚園、保育所等の保育料(ベビーシッター代を含む)など

※条件が整えば、今回の「結婚・子育て費用として1,000万円の一括贈与非課税制度」、「住宅取得資金の贈与が最大で3,000万円の非課税枠」(平成28年10月から)、「教育資金1,500万円までの一括贈与による非課税制度」、これらを合わせると最大5,500万円の贈与による非課税枠を使うこともできます。